

被災家屋等の解体・撤去に係る申請書

令和 年 月 日

（宛先）金沢市長

令和6年能登半島地震により被災した家屋等の解体・撤去及び処分について申請します。

1 申請者（被災家屋等の所有者）

申請者	住所	〒		
	ふりがな 氏名	実印		
	生年月日	年 月 日	電話	
申請代理人	住所	〒		
	ふりがな 氏名	印	電話	
連絡先	※工事立会、調整等の連絡先 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請代理人と同じ			
	住所	〒		
	ふりがな 氏名		電話	

2 被災家屋等の概要

所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地（ 金沢市 ）
登記簿上の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> 申請者を含む共有名義 <input type="checkbox"/> 故人（未相続） <input type="checkbox"/> 未登記
種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 <input type="checkbox"/> その他（ ）
り災証明書又は被災証明書	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他（ ）
現況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊している <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせている <input type="checkbox"/> 被災家屋等について生活環境保全上の支障が生じている（又は生じる恐れがある） <input type="checkbox"/> その他（ ）
権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（自分の外 名） (2) 区分所有 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係（賃借権、抵当権、根抵当権等） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容・権利者 解体撤去に関する権利者の同意 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
備考	

金沢市に対して、解体・撤去を申請するにあたり、以下の事項について異議なく同意します。

番号	項目	確認欄
1	本申請の対象の建築物等、並びに当該建築物等の内部及び当該建築物等の周辺にある財物（申請者又はその代理人が、当該建築物等の解体に着手する前までに、処分に同意しない旨を申し出たものを除く。以下、「建築物、財物等」という。）の解体・撤去及び処分に関しては、すべての権利関係者（共有者、相続権者、抵当権者など）の同意を得ており、金沢市及びその委託を受けた者に対し、一切の不服申し立て及び紛争の提起は致しません。	<input type="checkbox"/>
2	建築物・財物等の解体・撤去及び処分に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者である私の責任において解決します。	<input type="checkbox"/>
3	建築物・財物等の解体・撤去及び処分の実施のため、金沢市及びその委託を受けた者が本申請の対象の建築物等の敷地内に立ち入ることに同意します。	<input type="checkbox"/>
4	金沢市が別に定めた期限内に解体・撤去に着手できない場合（財物等の搬出遅延又は被災建築物等に付帯する電気、ガス、水道、電話、有線放送等の配管、配線等の除去工事並びにこれらに伴う諸手続遅延等）は、解体・撤去が実施されないことに異議なく同意します。	<input type="checkbox"/>
5	金沢市が解体・撤去工事を行うにあたって、市及び委託者（工事業者等）からの連絡調整に協力し、原則として市の開庁日に解体・撤去の立会いを行うなど、誠意をもって対応します。	<input type="checkbox"/>
6	金沢市が別に定めた期限までに、解体・撤去工事を完了するため協力すること、申請した土地及び残存家屋等に関する維持管理は、申請者の責任で適切に行います。	<input type="checkbox"/>
7	以下の工事等は解体及び撤去工事の対象外となることに異議ありません。 1. 電気・ガス・水道等の停止手続に関する費用、引込電線、電話線等撤去に関する費用 2. 浄化槽（便槽）の汲み取り及び最終清掃等に関する費用 3. 被災家屋等内及び敷地内の家財等の片付け費用 4. 浄化槽等の地下埋設物撤去、植栽等撤去（住居と一体的に解体する場合を除く。） 5. 一部解体（リフォーム工事）に関する費用、申請者の都合による人力解体工事に要する費用 6. 解体工事後の土地に対する砕石敷き均しや客土（土の運び入れ）等に関する費用 7. 解体に支障とならない工作物（門扉・塀・擁壁等）の解体・撤去費用 8. 地下に埋設された基礎杭や地下室などの解体・撤去費用	<input type="checkbox"/>
8	解体後の跡地整備は掘削重機による土面荒仕上とし、かつ基礎撤去を行った場合は土地の地盤高が下がることに異議ありません。	<input type="checkbox"/>
9	解体工事の完了立会い後は、如何なる不具合（水道管漏水、残存物撤去等）が発生した場合であっても、申請者の費用と責任で解決します。（客土・盛土等の費用は申請者の負担で実施します）	<input type="checkbox"/>
10	この被災家屋等の解体・撤去に係る申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより金沢市に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償することに異議ありません。	<input type="checkbox"/>
11	その他の金沢市の事業の実施のため、本申請書に記載された個人情報その他の情報について、金沢市の委託を受けた者に提供すること、本申請に関する内容を確認するため、金沢市の各課室局から必要な情報提供を受けることに同意します。	<input type="checkbox"/>

上記について説明を受け、同意のうえ申請します。

氏名（自署）

\_\_\_\_\_